

2024年1月1日からの令和6年能登半島地震による 災害救助法の適用に伴う特別措置について

2024年1月1日からの地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
このたび、日本海ガスは、今回の地震による災害救助法が適用された地域において被災されたお客さまからお申し出があった場合に、下記のとおり、ガス料金等の特別措置を講ずることといたします。

記

1. 対象地域

【災害救助法が適用された地域】

| 県 | 市町村 |
|-----|---|
| 富山県 | 富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、朝日町 |
| 石川県 | 金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町 |
| 福井県 | 福井市、あわら市、坂井市 |

2. 特別措置の内容

- お申し出のあったお客さまの2023年12月（支払期日^{*}が2024年1月1日以降となるものに限る。）、2024年1月および2月検針分のガス料金の支払期限日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。
- 被災日（災害救助法適用日）の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6ヶ月間において、被災されたお客さまがガスを全く使用されなかった料金算定期間については、基本料金を免除いたします。
- 被災により、ガスの使用ができなくなったお客さまが、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時ガス工事（仮供給のための工事）について、2024年2月29日までに申し込みがあった場合、そのガス工事費は全額当社で負担いたします。

3. お申し出受付開始日

2024年1月11日（木）

- 支払期限日の延長をお申し出いただいた場合、当社より支払期限日を延長した払込票を送付いたしますので、お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。
また、お客さまのガス料金のお支払方法が、口座振替またはクレジットカード払いの場合であっても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。

4. お申し出先

■日本海ガスお客さまコールセンター

【電話】 0570-024-077（ナビダイヤル）

076-442-0770（ナビダイヤルをご利用になれない場合）

【受付時間】 月～土曜 9:00～17:00（日・祝日、4/30～5/2、8/13～15、12/29～1/3を除く）

^{*}支払期限日 支払義務発生日の翌日から起算して50日目の日。